

教育委員会定例会日程

平成21年5月21日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議 事

日程第1

報告第4号

事務の臨時代理の報告（平成21年度6月補正予算）について（生涯学習政策課）

日程第2

議案第12号

平成22年度使用教科用図書採択方針について（教育指導課）

日程第3

議案第13号

小田原市文化財保護委員の委嘱について（文化財課）

日程第4

議案第14号

小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて（スポーツ課）

日程第5

議案第15号

小田原市スポーツ振興基本指針について（スポーツ課）

5 その他

(1) 平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(資料1 教育総務課)

(2) 小田原市教科用図書採択検討委員会について

(資料2 教育指導課)

(3) 新型インフルエンザに関する対応について

(資料3 学校教育課)

6 閉 会

報告第4号

事務の臨時代理の報告（平成21年度6月補正予算）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年3月教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成21年5月21日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

平成21年6月補正予算要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容
(項)雑入 (目)教育費雑入	15,000	社会教育費雑入 コミュニティ助成事業助成金
合計	15,000	

(歳出)

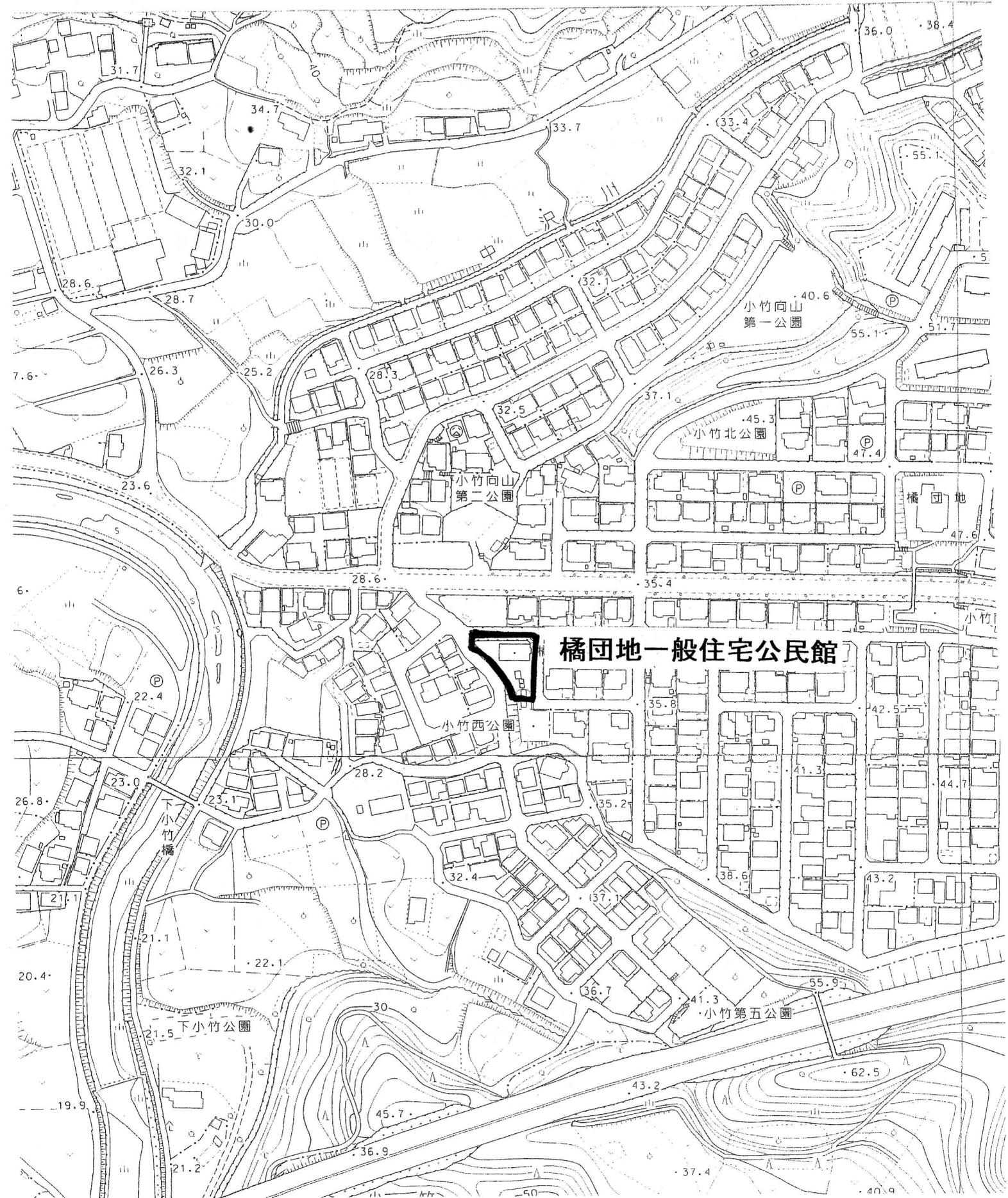
(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)社会教育費 (目)生涯学習センター費	15,000	地区公民館育成事業経費 負担金補助及び交付金 15,000 * 橋団地一般住宅公民館建設費 補助金			15,000	
合計	15,000				15,000	

橘団地一般住宅公民館建設費補助金について

地区公民館名	橘団地一般住宅公民館
自治会名	橘団地一般住宅自治会
代表者名	自治会長 大隅 五郎
対象世帯数	320世帯（平成21年4月1日現在）
建築場所	小田原市小竹671番地の29・同671番地の30
建物の構造	木造平屋建
床面積	172.24㎡
建設費	31,000,000円
補助金額	15,000,000円
<p>補助の内容</p> <p>財源 財団法人 自治総合センター 平成21年度コミュニティ助成事業 コミュニティセンター助成事業</p> <p>助成事業の概要 コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行うことを趣旨として、住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する多目的な総合施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設整備に対し助成する。</p> <p>助成基準 対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額。ただし、1,500万円を限度とする。</p>	

橋団地一般住宅公民館 位置図



議案第 12 号

平成 22 年度使用教科用図書の採択方針について

平成 22 年度使用教科用図書の採択方針について、議決を求める。

平成 21 年 5 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

教科用図書採択方針

小田原市教育委員会

1 平成22年度使用教科用図書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校用教科書及び特別支援学校用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書（以下「附則第9条図書」という。）を除き、「教科書目録（平成22年度使用）」に đăng載されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 小田原市教科用図書採択検討委員会は教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。なお、平成22年度使用小学校用教科書については、平成21年度使用教科書と同一の教科書を採択する。平成22年度使用中学校用教科書については、社会（歴史的分野）以外に新たに文部科学大臣の検定を経たものがないことにかんがみ、社会（歴史的分野）以外の種目については、採択権者がそれぞれの地域の生徒にもっとも適した教科書を採択する責任を果たしつつ、その手続きの一部を簡略化することができる。
- (3) 小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

議案第 13 号

小田原市文化財保護委員の委嘱について

小田原市文化財保護委員の委嘱について、議決を求める。

平成 21 年 5 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市文化財保護委員候補者名簿

任 期 平成21年6月1日～平成23年5月31日

氏 名	職 業 等	専 門	新・再
あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学文芸学部芸術学科教授	美術(絵画)	再任
いわはし きよみ 岩橋 清美	法政大学経済学部非常勤講師	歴史(近世史)	再任
おかもと たかゆき 岡本 孝之	慶応義塾大学SFC研究所准教授	歴史(考古)	再任
おがさわら きよし 小笠原 清	城郭研究家	城郭	再任
かつやま てるお 勝山 輝男	神奈川県立生命の星・地球博物館 主任学芸員	自然科学	再任
きら よしえ 吉良 芳恵	日本女子大学文学部史学科教授	歴史(近代史)	新任
すずき わたる 鈴木 亘	工学博士	建築	再任
なかむら ひろこ 中村 ひろ子	神奈川大学 歴史民俗資料学研究科特任教授	民俗	再任
まつしま よしあき 松島 義章	放送大学大学院客員教授 神奈川県文化財協会常任理事	自然科学	再任
みつぎ くにてる 三津木 國輝	郷土史研究家	歴史(郷土史)	再任

議案第 14 号

小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて

小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成 21 年 5 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 青木 秀夫

小田原市スポーツ振興審議会委員 候補者名簿

選 出 区 分	小田原市小学校長会
氏 名	かとう ようこ 加藤 陽子
住 所	小田原市中曾根
生 年 月 日	昭和27年
委 嘱 期 間	平成22年 8月31日
備 考	小田原市富水小学校長

〔前任者〕

選 出 区 分	小田原市小学校長会
氏 名	すぎざき のりお 杉崎 憲男

小田原市スポーツ振興審議会委員名簿

任期:平成20年9月1日～平成22年8月31日

(平成21年4月現在)

区分	選出区分	しめい 氏名	役職名	備考 (期数は通算)
スポーツに関する学識経験のある者	小学校長会	かとう ようこ 加藤 陽子	市立富水小学校校長	1期(新)
	中学校長会	たち けいじ 城 啓二	市立城北中学校校長	2期(新)
	高校校長会	たかはし さとる 高橋 悟	県立大井高等学校長	3期(再)
	(財)市体育協会	えじま ひろし 江島 紘	(財)小田原市体育協会副会長	1期(新)
	(財)市体育協会	すずき ただあき 鈴木 忠昭	(財)小田原市体育協会理事	1期(新)
	(財)市体育協会	とみざわ とおる 富澤 透	(財)小田原市体育協会広報部会員	1期(新)
	市体育指導委員協議会	けんもつ あきら 剣持 明	小田原市体育指導委員協議会長	2期(再)
	小田原医師会	えんどう いくお 遠藤 郁夫	(社)小田原医師会スポーツ医部会長 浜町小児科医院	1期(新)
	学識経験者	あらかみ みなこ 荒木 美那子	小田原女子短期大学教授	12期(再)
	学識経験者	すずき ひでお 鈴木 秀雄	関東学院大学教授	8期(再)
	学識経験者	さとう ひとし 佐藤 仁	国際医療福祉大学講師	2期(再)
	学識経験者	かわむかい たえこ 川向 妙子	東海大学教授	1期(新)
	学識経験者	すずき せいじ 鈴木 清治	小田原市老人クラブ連合副会長	1期(新)
	学識経験者	しまだ ふみこ 島田 文子	小田原市子ども会連絡協議会副会長	2期(再)
関係行政機関の職員		おおいし すすむ 大石 進	県立体育センター指導研究部研修指導室長兼スポーツ科学研究室長	2期(再)

議案第 15 号

小田原市スポーツ振興基本指針について

小田原市スポーツ振興基本指針について、議決を求める。

平成 21 年 5 月 21 日提出

小田原市教育委員会

教育長 青木 秀夫

小田原市スポーツ振興基本指針

～ 動かそう、あなたの体、スポーツで ～

小田原市教育委員会

もくじ

1 策定の背景・趣旨	1
2 現況と課題	3
2-1 スポーツ環境の変化.....	3
2-2 本市におけるスポーツの実施状況.....	3
2-3 既存の組織・団体と総合型地域スポーツクラブ.....	4
2-4 子どもたちの体力向上、スポーツ活動の機会創出.....	5
2-5 スポーツ指導者の充実.....	6
2-6 効果的なスポーツ情報の提供・発信.....	6
2-7 スポーツ環境の整備・充実.....	7
3 目標	8
4 スポーツ振興基本指針	10

<資料編>

小田原市民スポーツアンケート<平成20年2月実施>

小田原市スポーツ振興基本指針の策定経過

1 策定の背景・趣旨

少子高齢社会の到来や情報化の進展、余暇の増大など、社会がこれまで以上に変化していく中で、充実した自由時間の実現や健康・生きがいがづくりなどから、市民のスポーツに対する志向は今後ますます高まることが予想されます。

競技者を中心とした従来からの種目に加え、ウォーキングを始め、ペタンクやグラウンドゴルフなどのニュースポーツに取り組む人々も増え、スポーツがこれまで以上に身近なものになってきています。

このように身近で、気軽に楽しめるスポーツへの高まりを受け、スポーツ観戦を楽しむことや、スポーツ関連イベントの運営サポートで充実感を味わうことも「スポーツへの参加」として捉える動きも見られ、スポーツへのかかわり方にも広がりが見られています。

一方、子どもたちのスポーツ活動の機会が減少し、特に近年は、子どもの体力向上が全国的にも大きな課題となっています。子どもたちの体力・運動能力の低下傾向は昭和60年頃から続いており、さらに肥満などの生活習慣病の増加が深刻な社会問題となっています。文部科学省では、中央教育審議会の答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」を受け、平成15年度から「子どもの体力向上推進事業」を実施していますが、子どもたちの外遊びの減少も相まって、生涯スポーツの基盤づくりに大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

スポーツ活動へのニーズが多様化し、また、スポーツに対して新たな価値観が生まれるなど、これまでのスポーツ環境に変化が現れている中で、子どもから高齢者まで、だれもが、どこでも、いつまでもスポーツ活動を行えるようスポーツ環境をより充実させていくことが、今後のスポーツ振興を支え・発展させる鍵となっています。

特に、子どもたちがスポーツの指導を受けられ、いつまでも継続できるスポーツ活動の新しいしくみづくりは大きな課題と言えます。

国では2000年(平成12年)に、2010年度(平成22年度)までを計画期間とする「スポーツ振興基本計画」を、また、神奈川県では、2004年(平成16年)に2015年度(平成27年度)までを計画期間とする「アクティブかながわ・スポーツビジョン」を策定しており、それぞれ、スポーツへの主体的な取り組みを基本としつつ、住民のニーズや期待に適切に応え、一人ひとりがスポーツ活動を継続できるようにスポーツ環境を整備することを重要な責務としています。

本市においては、2010年度(平成22年度)までを計画期間とする現総合計画「ビジョン21おだわら」の中で「生涯スポーツの推進」を掲げ、スポーツを通じて健康で生き生きとした社会の実現を目指しています。

しかしながら、社会環境の変化に伴い、スポーツを取り巻く環境も大きく変化しており、国では、平成18年度に、また、県においても19年度にそれぞれ計画を改訂しています。

本市においても、平成19年度に「小田原市民スポーツアンケート」を実施し、スポーツに関する市民ニーズを把握するとともに、スポーツの実施状況等を調査しました。

本指針は、その調査結果を踏まえ、市のスポーツ振興における基本的な方向性を示すものとして策定したものであり、その具体的な内容の標記として「動かそう、あなたの体、スポーツで」とサブタイトルを設定しました。これは、今後、市のスポーツ振興を図る上で、参加する市民が主役となり、「体を動かすことから始める」という視点に立ったものです。

なお、本指針の目標年次は次期総合計画の基本構想の目標年次である 2022年(平成34年)を視野に入れつつ、前期基本計画の目標年次にあわせ、2016年(平成28年)としますが、必要に応じ、関連計画のスポーツ分野との整合を図ります。

また、本指針を推進していく上での基本計画・実施計画については、今後、新たな市民参画の手法を用いて策定する新総合計画の中で反映させるものとします。

~2000 ~H12	2001 H13	2002 H14	2003 H15	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017~ H29~
国(文部科学省)スポーツ振興基本計画 H13~H22										(未定)							
H18年度9月改訂																	
										県総合計画「神奈川力構想」平成19年度~平成37年度まで							
										神奈川県スポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」H16~H27							
										第1章「スポーツ振興の意義と課題」 第1章目標年次							
										第2章「スポーツ振興のビジョン」 第2章目標年次							
										第3章「スポーツのあるまち、くらしを実現するため」 H19年度3月改訂 第3章「当面の」目標年次 第3章目標年次							
小田原市総合計画「ビジョン21おだわら」H10~H22										新総合計画 H23~H34							
前期基本計画					後期基本計画 H17~H22					前期基本計画 H23~H28							
										小田原市スポーツ振興基本指針 H21~H28							

2 現況と課題

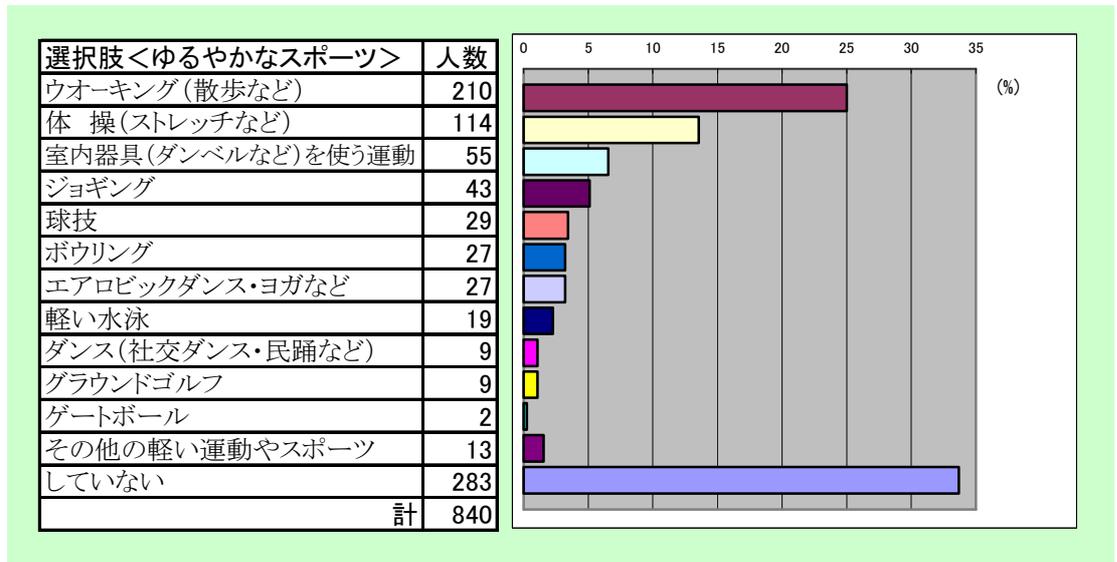
2-1 スポーツ環境の変化

社会環境の変化に伴い、人々のスポーツ環境にも徐々に変化が生じてきました。

本市では、平成20年2月に「小田原市民スポーツアンケート」を実施しましたが、定期的に行っている運動・スポーツとして、「ウォーキング」や「体操(ストレッチ)」など、手軽に実施できるものの割合が高い結果となりましたが、全国的にも、競技を中心としたスポーツだけではなく、身近で気軽に楽しめるスポーツへと広がりを見せ始めています。

今後は、スポーツに気軽に参加できるよう促すとともに、性別・年代を問わず、継続してスポーツに親しめる環境づくりが必要になっています。

★定期的に1日あたり30分以上行っている運動やスポーツについて(ゆるやかなスポーツ)



出典:「小田原市民スポーツアンケート」2008. 2月

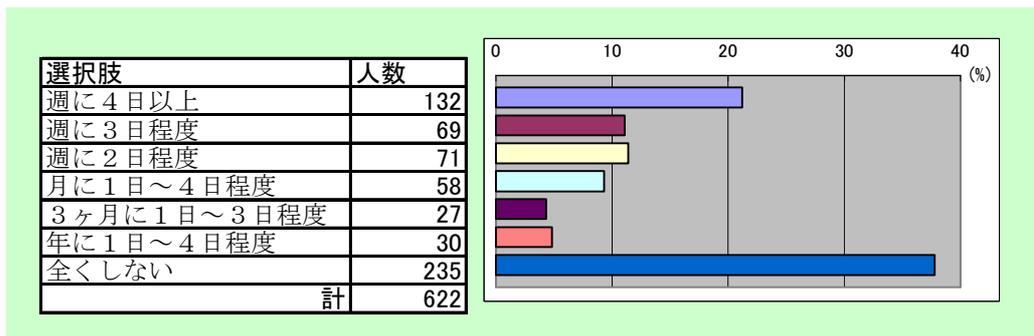
2-2 本市におけるスポーツの実施状況

国では、1回あたり30分以上の運動を週1回以上行った人の割合を「スポーツ実施率」として、生涯スポーツ社会の実現に向けた一つの指標としていますが、「小田原市民スポーツアンケート」をもとに算出した本市のスポーツ実施率は43.7%となりました。こ

これは、国の調査結果(平成18年)44.4%をやや下回るものの、県の調査結果(平成18年)39.7%は上回る結果となっています。

また、「小田原市民スポーツアンケート」では、スポーツを全くしない人の割合(スポーツ非実施率)が37.8%となっており、今後は実施率の向上はもとより、非実施率の割合を減らすよう、スポーツ活動のきっかけづくりとなる施策にも取り組んでいく必要があります。

★運動を1日30分以上行っている場合、その頻度について



出典:「小田原市民スポーツアンケート」2008. 2月

2-3 既存の組織・団体と総合型地域スポーツクラブ

本市には地域住民で構成された25地区の体育振興会があり、地域スポーツ活動の受け皿となっています。また、スポーツ振興法に基づき、本市では、各地域から3名、合計75名の体育指導委員を委嘱しており、市民が行うスポーツ活動への指導・助言をいただいています。さらに、市内には20の競技団体、12のレクリエーション団体、そしてスポーツ少年団等が組織されており、それぞれ固有の種目や目標に応じたスポーツの普及・発展に寄与いただいています。

一方、国が「2010年までに全国の市町村に少なくとも1つ設置する」とこととしている総合型地域スポーツクラブについては、本市ではすでに2団体が設立しています。

種目団体はそれぞれ競技に応じた大会等を積極的に行っており、また、2つの総合型地域スポーツクラブについても、種目や地域を拠点とした活動を行っていますが、「生涯スポーツ社会の実現」に向け、今後は、新たな連携の必要性も生じています。

地区体育団体

1	緑地区体育振興会	14	山王網一色体育振興会
2	新玉地区体育協会	15	下府中体育振興会
3	万年体育振興会	16	桜井体育振興会
4	幸地区体育振興会	17	豊川体育協会
5	十字地区体育振興会	18	上府中体育協会
6	足柄文化体育会	19	下曽我体育協会
7	芦子地区体育振興会	20	国府津体育振興会
8	二川体育協会	21	酒匂体育協会
9	東富水体育振興会	22	片浦体育振興会
10	富水体育振興会	23	曾我体育振興会
11	久野体育振興会	24	前羽体育振興会
12	大窪体育振興会	25	橋北体育振興会
13	早川体育振興会		

競技団体

1	小田原野球協会	11	小田原サッカー協会
2	小田原卓球協会	12	小田原ソフトボール協会
3	小田原市陸上競技協会	13	小田原バドミントン協会
4	小田原ソフトテニス協会	14	小田原スキー協会
5	小田原水泳協会	15	小田原射撃協会
6	小田原地区バレーボール協会	16	小田原空手道協会
7	小田原柔道協会	17	小田原テニス協会
8	小田原弓道協会	18	小田原少林寺拳法協会
9	小田原剣道連盟	19	小田原市ゴルフ協会
10	小田原バスケットボール協会	20	小田原地区空手道連盟

レクリエーション団体

1	小田原市民踊協会
2	小田原市歩け歩けの会
3	小田原市フォークダンス協会
4	小田原市スクエアダンス協会
5	小田原市ゲートボール協会
6	小田原市インディアカ協会
7	小田原走ろう会
8	小田原市ボウリング協会
9	小田原ベタンク協会
10	小田原リズム体操協会
11	小田原市ダンススポーツ連盟
12	小田原市スポーツチャンバラ協会

(データはすべてH20年度末現在)

2-4 子どもたちの体力向上、スポーツ活動の機会創出

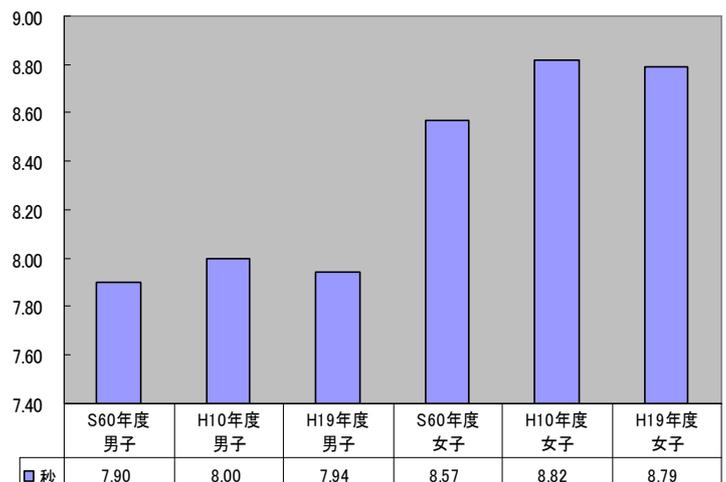
子どもたちのスポーツ活動の機会が減少し、特に、近年は、子どもの体力向上が全国的にも大きな課題となっています。国では、20年度に「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施し、子どもの体力の状況を把握・分析することにより、体力向上に関して継続的に検証することとしています。

本市では、子どもたちのスポーツ活動の受け皿として、スポーツ少年団や学校運動部活動が中心的な役割を果たしていますが、近年の少子高齢化の影響により、加入者の減少や指導者の確保の難しさも新たな課題となっています。さらに、地域のつながりの希薄化も子どもたちへはマイナスの要因となっています。

このような傾向が継続的に進むことにより、子どもたちのスポーツ活動の機会を減少させるだけでなく、ゲーム機など室内遊びの増加による外遊びの減少も相まって、生涯スポーツの基盤づくりに大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

今後は、子どもたちがスポーツ活動を気軽に、そして継続的に行うことができるしくみづくりが求められています。

★13歳の50m走記録の推移



出典: 文科省「平成19年度体力・運動能力調査結果」

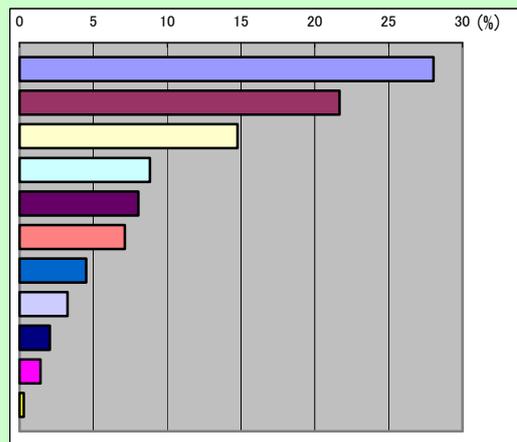
2-5 スポーツ指導者の充実

本市では、これまでスポーツ指導者養成事業を実施してきましたが、近年ではスポーツへの市民ニーズが競技を中心とした内容から、身近で気軽に楽しめる内容へと広がりを見せています。また、「小田原市民スポーツアンケート」においても、スポーツ指導者については、「資格を持っている人」や「高度な技術的指導ができる人」より、「楽しみや興味がわくよう指導できる人」の方が求められる割合が高い結果となっています。

今後、市民のスポーツニーズの拡大やスポーツ環境の変化に対応した新しい視点でのスポーツ指導者の充実が課題となっています。

★運動やスポーツを行うにあたり必要なスポーツ指導者

選択肢	人数
楽しみ方や興味がわくよう指導ができる人	397
健康・体力づくりのための指導ができる人	307
障害者や高齢者のスポーツの指導ができる人	209
年間を通して定期的に指導ができる人	125
青少年スポーツ活動を積極的に進められる	114
スポーツイベントの企画や運営ができる人	101
指導に関する資格を持っている人	64
高度な技術の指導ができる人	46
多種のニュースポーツの指導ができる人	29
必要としない	20
その他	4
計	1,416



出典:「小田原市民スポーツアンケート」2008. 2月

2-6 効果的なスポーツ情報の提供・発信

本市のスポーツに関する情報提供は、ポスターやチラシを始め、広報紙など、紙ベースでの情報提供が主となっていますが、「小田原市民スポーツアンケート」によると、市のスポーツ振興に不満のある項目として、「スポーツ施設が不十分」に次いで「情報提供が不十分」という項目が挙げられています。

今後は、単に情報を発信するだけでなく、目的や参加者に応じた効果的なスポーツ情報を提供できるよう取り組んで行くとともに、インターネットなど情報の相互交換が可能な発信媒体も検討していく必要があります。

また、トップレベルのスポーツが繰り広げるパフォーマンスは、見る人を魅了し、スポー

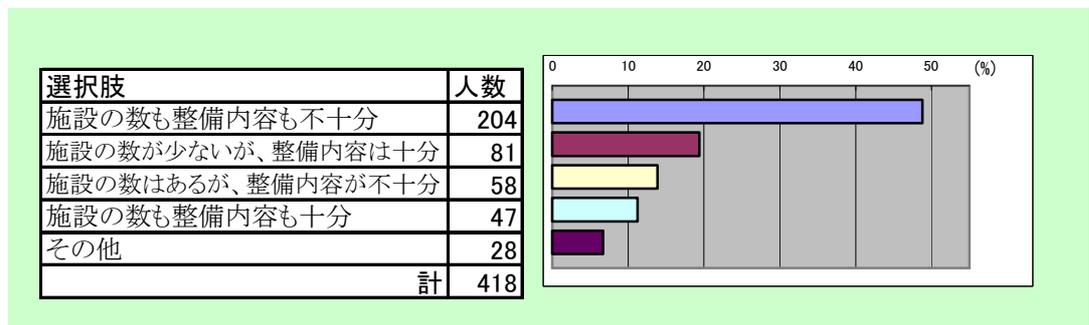
ツ活動の動機づけにもなります。「湘南ベルマーレ」など身近にプロのスポーツチームがあることは、市民の誇りとなり、青少年にとってはひとつの目標にもなっています。

小田原アリーナをホームタウンとする「湘南ベルマーレフットサルクラブ」については、今後、チームを市民ぐるみで支える気運を高めていく必要があります。

2-7 スポーツ環境の整備・充実

本市は、小田原アリーナを始め、城山競技場やテニスガーデンなど幅広くスポーツ施設の充実を図ってきました。しかしながら、「小田原市民スポーツアンケート」によると、「施設の数も整備内容も不十分」という意見が最も多く、次いで「施設の数が少ないが整備内容は十分」という結果も出ています。一方、市内のスポーツ施設の利用頻度は、「利用したことはない」が5割以上もあることから、アンケート結果をもとに、さらに分析をする必要がありますが、市民の自主的なスポーツ活動を促進するため、今後は、多様化するニーズやスポーツ観の変化を踏まえた施設運営の在り方も研究する必要があります。

★小田原市のスポーツ施設について



出典：「小田原市民スポーツアンケート」2008. 2月

3 目標

2010年度を目標年次とする現総合計画「ビジョン21おだわら」の中で、スポーツ関連項目として「生涯スポーツの推進」を掲げていますが、本指針の目標は、現総合計画に基づき実施してきた事務事業や、整備してきた各種の資産を土台としつつ、2011年度スタート予定の新総合計画への橋渡しとして、さらには前期基本計画期間内の基本的な方向性を示すものとして、参加する市民が主役となるスポーツ振興が図れるよう、現況と課題を踏まえ、次のとおりとしました。

◇目標1

関係機関が新たな連携を図り、一体となった取り組みを展開し、一層のスポーツ振興を図ることにより、生涯スポーツ社会の実現を目指します。

地域や学校を始め、25地区にある体育振興会、20の競技団体、12のレクリエーション団体、そして体育指導委員やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等が新たな連携を図ることにより、スポーツに接する機会を増やすだけでなく、継続してスポーツに親しめるよう、スポーツ環境の土台を築きます。

◇目標2

子どもたちのスポーツ活動を推進し、屋外・野外で元気に体を動かせる機会を増やします。

スポーツのすそ野を広げるため、子どもの頃から体を使って遊ぶ経験が大切であり、経験を積むことで、成長してからもスポーツを日常として楽しむライフスタイルを保つことにつながります。子どもたちが、運動場等の屋外、さらに自然と親しみながら野外で元気に体を動かせるよう、スポーツ環境の整備を図ります。

☆目標3

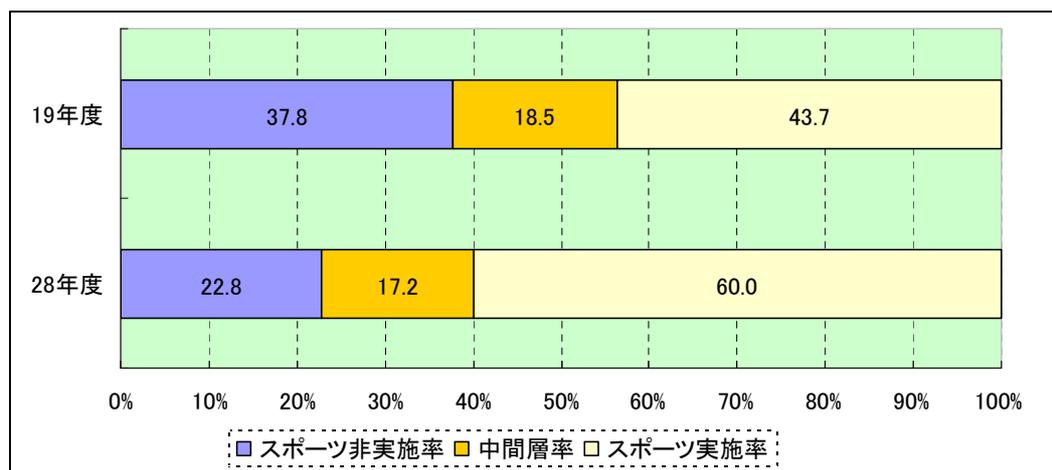
数値目標として、スポーツを全くしない人を15%減少させるとともに、成人週1回以上のスポーツ実施率を60%にします。

＜対平成19年度実績。目標年次は平成28年度＞

平成19年度に実施した「小田原市民スポーツアンケート」によると、1回あたり30分以上の運動を週1回以上実施している人の割合(スポーツ実施率)は43.7%となっており、また、スポーツを全くしない人の割合(スポーツ非実施率)は、37.8%となっています。そして、その中間層と言える「スポーツを実施しているが、週1回に満たない人」の割合(中間層率)は18.5%となっています。

国では、できる限り早期にスポーツ実施率を50%とするよう目標を定めていますが、本市では、本指針の目標年次である平成28年度までにスポーツ実施率を60%にするとともに、スポーツを全くしない人の割合を15%減少させることにより、目標年次以降のスポーツ実施率をさらに高めることを目指します。

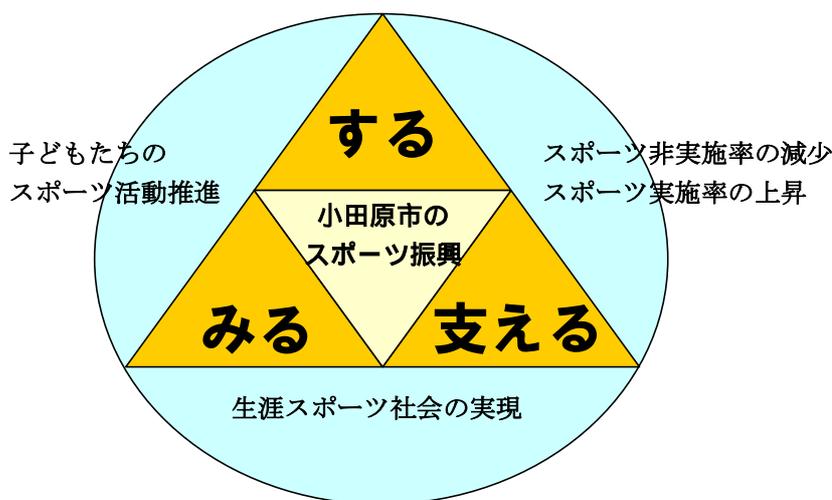
スポーツ実施率等の現状と目標



- ◆ スポーツ実施率 … 1回あたり30分以上の運動を週1回以上実施している人の割合
- ◆ 中間層率 … 運動を実施しているが週1回に満たない人の割合
- ◆ スポーツ非実施率 … スポーツを全くしない人の割合

4 スポーツ振興基本指針

本指針は、本市スポーツ振興における基本的な方向性を示すものであり、「目標」を達成するため、小田原市民スポーツアンケートにおける現況と課題を踏まえ、次の3つの視点を設定します。



◇ 「する」スポーツの振興

スポーツを「する」ことは、楽しさや達成感、さらに仲間意識や連帯意識が醸成され、充実した自由時間の実現や、健康・生きがいづくりなど、様々な面でプラス要素につながります。

スポーツ志向の高まりの中、スポーツを「する」機会を充実させるとともに、これまでスポーツをする機会がなかった人たちへのきっかけづくりも今後のスポーツ振興を発展させる鍵となります。

生涯スポーツ社会実現のため、だれもが、どこでも、いつまでもスポーツができるよう、「する」スポーツを振興します。

- 子どもから高齢者、障がいのある人・ない人、だれもが主体的にスポーツを楽しめる環境づくり
- 初心者から上級者まで、レベルに応じたスポーツ活動の推進
- ニュースポーツの推進など、スポーツを始めるきっかけづくり
- 日常生活に身体運動を取り入れる環境づくり

◇ 「みる」スポーツの振興

「みる」スポーツは、スポーツの楽しみ方や参加のひとつの形態であり、スポーツ文化の新しい楽しみ方として市民生活の中に定着しつつあります。そして、「みる」スポーツは家族で楽しむことができるなど、誰でも気軽に取り組めることから、スポーツの裾野を広げることにもつながります。また、競技者のパフォーマンスに感動やあこがれが生まれ、スポーツをする動機づけにもなり、さらにはトップレベルのスポーツを「みる」ことは競技力の向上につながることも期待されます。

市民が広くスポーツに興味・関心を持ち、またスポーツへの参加が動機づけられるよう、「みる」スポーツを振興します。

- 家族でスポーツを「みる」ための環境づくり
- 「みる」スポーツから「する」スポーツへの動機づけ
- 「湘南ベルマーレ」等、地元チームとの連携
- 競技力の向上、競技スポーツ振興へのつながり

◇ 「支える」スポーツの振興

システムの構築や施設整備、さらに指導者の育成など、「支える」スポーツを支援することもスポーツ振興に必要不可欠なものです。また、学校や地区体育振興会、体育指導委員、総合型地域スポーツクラブなど、関係団体の連携強化もスポーツを「支える」重要な役割を担います。さらに、市主催のイベントなどで活躍するスポーツボランティア活動も、スポーツを「支える」大きな柱となります。

豊かなスポーツ活動が促進できるよう、関係団体の連携や施設整備など、ソフト・ハードの両面から「支える」スポーツを振興します。

- 多様化するニーズを踏まえたスポーツ情報の提供、施設の整備
- 学校や地域、体育指導委員、総合型地域スポーツクラブ等の新たな連携
- スポーツ非実施率を減少させるための指導者育成
- スポーツボランティア活動の促進

平成 21 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 36 年法律第 162 号)第 27 条の規定に基づき、小田原市教育委員会が行う教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を実施する。

この点検及び評価は、事務事業の実施状況の検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくことを目的とする。また、点検及び評価の結果を議会に報告し、及び公表することにより、市民への説明責任を果たしていくものとする。

2 対 象

点検及び評価の対象は、平成 20 年度に行った主要な事務事業の管理及び執行の状況とする。

3 手 法

点検及び評価は、次の手法により実施するものとする。

- ① 平成 20 年度に行った主要な事務事業について、教育行政に関する事務事業計画を踏まえて、類型化し、柱立てを行う。
- ② 事務事業の柱ごとに、それを構成する取り組みを位置付ける。
- ③ 各取り組みの実施状況を点検した上で、事務事業の柱の評価を行う。

4 手続き

点検及び評価の手続きは、次によるものとする。

- ① 点検及び評価案を教育委員会事務局において作成する。
- ② 点検及び評価案について、学識経験者からの意見を得る。
- ③ 教育委員会定例会において、点検及び評価案を審議、議決する。
- ④ 点検及び評価の結果を小田原市議会に報告し、及び公表する。

根拠法令条文概略

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

小田原市教科用図書採択検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小田原市教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項をさだめるものとする。

(設置)

第2条 小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的として検討委員会を設置する。

(組織)

第3条 検討委員会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 教育委員会 | 5名 2名 |
| (2) 校長会 | 2名 |
| (3) 教育研究会 | 2名 |
| (4) 教員 | 2名 |
| (5) 保護者 | 2名 |
| (6) その他、教育委員会が必要と認める者 | |

2 委員の任期は当該年度の末までの1年とする。

(役員)

第4条 検討委員会に委員長1名及び副委員長1名を置くものとし、委員長、副委員長は委員の中から互選により定める。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(調査員)

第6条 検討委員会は、専門事項を調査するため調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから委員長が委嘱する。
- 3 調査員の任期は、その都度教育委員会が定める。
- 4 調査員は県教育委員会から提示された資料等を参考にして、教科用図書を調査研究し、また、採択に関し必要な資料を作成し、検討委員会に報告するものとする。
- 5 教科用図書の調査研究については、足柄下採択地区協議会と相互に協力して行う。

(委員及び調査員の要件)

第7条 委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者を持って充てる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会~~学校教育~~**教育指導**課に事務局を置き処理する。

(会計年度)

第9条 検討委員会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成21年6月 日 一部改正

平成21年度【平成22年度使用教科書】教科用図書採択の今後の予定(案)

会議名	日時・場所	出席者	内容
教育委員会定例会・協議会	5月21日(木)	教育委員	・ 採択基本方針確認
第1回小田原市教科用図書採択検討委員会	6月3日(水) 小田原合庁3D 15:00～	採択検討委員	・ 採択基本方針確認 ・ 調査研究の方向性や日程等の検討
第1回調査員会	6月10日(水) 小田原合庁3D 15:00～	採択検討委員 長、副委員長	・ 調査員の委嘱 ・ 調査研究について
第2・3回調査員会	6月15日(月) ～7月3日(金) の間で2回		・ 調査員の都合で会場と日時を決定
第4回調査員会	7月9日(木) 小田原合庁3D 15:00～	採択検討委員 長、副委員長	・ 調査研究報告書の作成 ・ 調査研究報告
教科書展示会	6月19日(金)～ 7月8日(水) 小田原合庁2階 9:00～17:00	市民・教員 教育委員会関係者	
第2回小田原市教科用図書採択検討委員会	7月16日(木) 小田原合庁3D 15:00～	採択検討委員	・ 調査研究報告 ・ 質疑及び協議
教育委員会定例会・協議会	7月23日(木)	教育委員	・ 採択理由の協議 ・ 採択の決定

新型インフルエンザの対応について

期日	各省庁等	神奈川県教育委員会	小田原市
4月25日	【厚生労働省】 豚インフルエンザ発症に関する記者会見を実施する。 【世界保健期間(WHO)マーガレットチャン事務局長の発言】 「メキシコとアメリカの一部における豚インフルエンザA/H1N1事例に対応し状況を評価し適切な対応を行うため緊急委員会を開催した。」	<本件のみ神奈川県保健福祉部の対応> メキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾患に関する相談窓口を設置について記者会見を実施する。	国・県等の情報収集を行う。
4月28日		<第1報>「ブタインフルエンザ」について 厚生労働省から県に対して送付された、「ブタインフルエンザに関するQ&A」を各市へ送付。	県教育委員会からの第1報を各小・中学校及び幼稚園に通知する。 第1回小田原市感染症対策会議を開催し、ブタインフルエンザの情報の共有化を図った。
			教育委員内で新型インフルエンザについて今後の対応について協議した。
4月30日	【文部科学省】 <第1報>新型インフルエンザに関する正しい知識の普及等について	<第2報>新型インフルエンザに関する正しい知識の普及等について	教育長名により、「新型インフルエンザに関する対応について」を各小・中学校及び幼稚園に通知する。 通知内容は、学校での感染症対策として①マスクの着用②手洗い③うがいの徹底等を指示する。 また、健康づくり課の「相談窓口の周知」についてを添付した。
5月1日		<第3報>新型インフルエンザの対応について	教育長名により、「新型インフルエンザに関する対応について」各小・中学校及び幼稚園に通知する。 通知内容は、教育委員会としては、横浜市内の高校生にかかる新型インフルエンザが確認され、県から休校措置等の指示があった場合には、学校を通じて連絡網等で「休校措置を講ずる」という主旨であった。
		<第4報>新型インフルエンザの対応について	県からの通知について、教育長名で「高校生は感染なし」の情報を県から受け、その旨を各小・中学校及び幼稚園へ通知した。
5月7日	【文部科学省】 <第2報>新型インフルエンザの対応について	<第5報>新型インフルエンザの対応について 通知内容は「海外修学旅行の安全確保にかかる実態調査」	県からの通知について、教育長名で参考までに各小・中学校及び幼稚園に送付する。

期日	各省庁等	神奈川県教育委員会	小田原市
5月14日	【厚生労働省】 新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について	<第7報>新型インフルエンザの対応について 通知内容は「海外修学旅行、海外姉妹交流等の対応、計画変更等の要請」について	県からの通知について、教育長名で該当がないが参考までに各小・中学校及び幼稚園に送付する。
5月15日	【文部科学省】 <第3報>新型インフルエンザの対応について	<第8報>新型インフルエンザの対応について 通知内容は、国内の修学旅行については、自粛を含めた再検討を求める情勢ではないと認識している。	県からの通知について、教育長名で参考までに各小・中学校及び幼稚園に送付する。
5月18日	【文部科学省】 <第4報>新型インフルエンザの対応について	<第9報>新型インフルエンザの対応について(第9報) 通知内容は(国内の感染が確認されたことに伴い「国内発生早期」に移行する)。	教育長名で、小田原市教育委員会独自の対応として、 ①健康観察の徹底を指示。(登校前に体温を測定することを指導して欲しい、毎日の健康観察や、欠席児童・生徒の聞き取りを細かくする)合わせて、健康観察カードの見本を添付。 ②うがい、手洗い、咳エチケットの引き続きの徹底。 上記の2点についてについて定例校長会に出席し説明を加え通知した。 また、「*学校における新型インフルエンザ行動計画」の参考資料を送付した。 *引用書籍「新型インフルエンザの学校対応」国立感染症研究所岡田春恵/東山書房
			鴨宮中学校の23日から行く修学旅行について、予定されている大阪への日程行程変更等を指示する。
			17日に修学旅行から帰宅した城南中学校に対して、その後の健康観察を実施するように指示する。
5月19日		<第10報>新型インフルエンザの対応について 通知内容は県立高校の欠席状況の把握について	第10報については県立高校が該当のため各学校に通知していない。 教育長名で、中学校長あてに「修学旅行における新型インフルエンザの対応について」通知した。 通知内容は、「学校を閉鎖した地域に学校活動で行かない」との基本的考え方を示したものであった。 鴨宮中学校の大阪方面へ修学旅行計画は、今後保護者会等を実施し協議の上、変更する予定となった。

			臨時校長会を開催し、修学旅行について協議した。 <結果>教育委員会の基本的考えを考慮し各学校検討し保護者説明会を随時開催する。
5月20日			教育長名で「新型インフルエンザ予防にかかる手洗い等の徹底について」を通知する。

※なお、県からの第6報は、県立高校に対する海外修学旅行調査の照会文のため、市には送付されていない。

事 務 連 絡

平成21年5月16日

附属学校を置く各国立大学法人担当課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会総務課
小中等高等学校を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

新型インフルエンザに関する対応について（第4報）

本日、国内でも新型インフルエンザの感染事例が確認され、政府行動計画でいう第二段階（国内発生早期）に移行したところです。

これを受け、政府は、本日、新型インフルエンザ対策本部幹事会を開催し、5月1日に決定している政府の「基本的対処方針」を踏まえ、当面講ずべき措置の具体的内容を決めた「確認事項」を決定しました。

また、文部科学省においても、同日、文部科学省新型インフルエンザ対策本部作業部会を開催し、今後の具体的方針について協議しました。

については、厚生労働省の新型インフルエンザに関する情報や外務省の渡航関連情報にも御注意いただくとともに、「基本的対処方針」及び「確認事項」等に基づき、特に、患者や濃厚接触者が活動した地域等においては、下記の点に留意するなど、適切に対応くださるようお願いいたします。

国立大学法人におかれましては各附属学校に対して、都道府県教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む。）、社会教育施設、社会体育施設、文化施設に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）等に対して、周知をお願いします。

文部科学省としては、今後とも情報収集及び提供に努めてまいりますので、今後の動向に御注意くださるようお願いいたします。

なお、都道府県保健部局等が行う学校の臨時休業の開始時期の要請については、従来のガイドラインを弾力的、機動的に運用するものとされていますが、都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合の学校の設置者の対応については、従来からお示ししている「新型インフルエンザに関する文部科学省行動計画」や5月1日付け事務連絡「新型インフルエンザに関する対応について（第2報）」等と変更ありませんので、念のため申し添えます。

記

- 1 外出に当たっては、人混みをなるべく避けるとともに、手洗い、マスク着用、咳エチケットの徹底、うがい等呼びかけること。
- 2 学校においては、時差通学、自転車通学等を容認するなど児童生徒等の感染機会を減らすための工夫を検討すること。
- 3 集会、スポーツ大会等については、一律自粛要請は行わないが、主催者に対し、感染の広がりを考慮し、当該集会等の開催の必要性を改めて検討するとともに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう要請すること。
- 4 都道府県保健部局等から学校の臨時休業の要請があった場合、学校の設置者は、必要に応じて要請を行った都道府県保健部局等と相談しつつ、臨時休業の開始時期及び対象校等を検討し、これらの措置が適切に講じられるようにすること。

なお、政府の「確認事項」においては、次に掲げる考え方により、都道府県保健部局等から学校の設置者に対し、臨時休業を要請するとされていることに留意願います。

 - (1) 学校（大学を除く。以下同じ。）については、児童生徒等を通じて感染源となりやすいことから、発生した患者が学校に通う児童生徒等である場合、人口密度や生活圏域等を考慮しつつ、原則として、市区町村の一部又は全域、場合によっては都道府県全域の学校の臨時休業を要請する。
 - (2) 発生した患者が児童生徒等以外である場合であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがあるときは、同様に、学校の臨時休業を要請する。
 - (3) 臨時休業は、基本的には、発生段階が回復期に至るまでは継続することになるが、疫学的情報を踏まえ、各都道府県において1週間ごとに検討を行う。
- 5 学校が臨時休業等の措置を行う必要がある状況にもかかわらず、臨時休業等の措置が講じられない場合、文部科学省が厚生労働省等からの情報等に基づき、当該都道府県教育委員会、附属学校を置く国立大学法人又は私立学校担当の知事部局に対し、臨時休業等の要請を行うことがあり得ること。
- 6 学校の臨時休業等の措置等を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意すること。
- 7 臨時休業等の措置を行った学校においては、当該期間中の生活指導、学習指導及び保健指導に十分な配慮がなされること。
- 8 国内の修学旅行等については、臨時休業等の措置を講じている学校等を除き、現段階では一律に自粛を含めた再検討を求める情勢ではないと認識しているが、現在の新型インフルエンザの発生場所や今後の発生動向などを踏まえ、都道府県保健部局等とよく相談し、正確な情報に基づき適切に対応すること。

関西方面						
定期列車 (ひかり号)						
組合せ順	9:00頃		16:00頃		★	人員
	小田原	京都	京都	小田原		
		11:20頃	18:00頃			
地区名	学校名	★	人員			
B-1 5/8(金) 5/10(日)	藤沢	大庭	★	180		
	茅ヶ崎	赤羽根		132		
	相模原	内郷		51		
合計				363		
B-2 5/9(土) 5/11(月)	茅ヶ崎	浜須賀	★	186		
	茅ヶ崎	寒川		178		
	合計				364	
B-3 5/10(日) 5/12(火)	藤沢	明治		198		
	藤沢	片瀬		170		
	合計				368	
B-4 5/11(月) 5/13(水)	藤沢	臨沼		288		
	相模原	北相		41		
	相模原	鳥屋		31		
合計				360		
B-5 5/12(火) 5/14(木)	茅ヶ崎	第一		231		
	相模原	藤野		105		
	相模原	青野原		25		
合計				361		

関西方面						
定期列車 (ひかり号)						
組合せ順	9:00頃		16:00頃		★	人員
	小田原	京都	京都	小田原		
		11:20頃	18:00頃			
地区名	学校名	★	人員			
B-6 5/13(水) 5/15(金)	茅ヶ崎	中島		184		
	藤沢	富倉		181		
	合計				365	
B-7 5/14(木) 5/16(土)	茅ヶ崎	松林		201		
	茅ヶ崎	坂園		160		
	合計				361	
B-8 5/15(金) 5/17(日)	相模原	田名		290		
	小田原	城南		78		
	合計				368	
B-9 5/16(土) 5/18(月)	茅ヶ崎	旭が丘		226		
	茅ヶ崎	円蔵	★	141		
	合計				367	
B-10 5/17(日) 5/19(火)	藤沢	湘洋		293		
	茅ヶ崎	西浜		60		
	相模原	青根		9		
合計				362		

関西方面						
定期列車 (ひかり号)						
組合せ順	9:00頃		16:00頃		★	人員
	小田原	京都	京都	小田原		
		11:20頃	18:00頃			
地区名	学校名	★	人員			
B-21 5/28(木) 5/30(土)	藤沢	滝の沢		274		
	平塚	横内		82		
	足柄上	清水		10		
	合計				366	
B-22 5/29(金) 5/31(日)	小田原	北		188		
	平塚	江陽		177		
合計				365		
B-23 5/30(土) 6/1(月)	平塚	神田		193		
	藤野	南		160		
	小田原	片箱		17		
合計				370		
B-24 5/31(日) 6/2(火)	伊勢原	伊勢原		299		
	合計				299	
B-25 6/1(月) 6/3(水)	小田原	千代		188		
	平塚	神明		151		
	足柄上	寺		21		
	合計				360	

関西方面						
定期列車 (ひかり号)						
組合せ順	9:00頃		16:00頃		★	人員
	小田原	京都	京都	小田原		
		11:20頃	18:00頃			
地区名	学校名	★	人員			
B-26 6/2(火) 6/4(木)	平塚	中庭		192		
	藤野	洗沢		166		
	足柄上	三保		7		
	合計				365	
B-27 6/3(水) 6/5(金)	平塚	金旭		254		
	藤野	南が丘		116		
合計				370		
B-28 6/4(木) 6/6(土)	平塚	大野		253		
	平塚	大住		112		
	合計				365	
B-29 6/5(金) 6/7(日)	藤野	西		259		
	小田原	国府		111		
合計				370		
B-30 6/6(土) 6/8(月)	伊勢原	中沢	★	171		
	小田原	堀田		118		
	足柄上	真鶴		80		
合計				369		

関西方面						
定期列車 (ひかり号)						
組合せ順	9:00頃		16:00頃		★	人員
	小田原	京都	京都	小田原		
		11:20頃	18:00頃			
地区名	学校名	★	人員			
B-11 5/18(月) 5/20(水)	茅ヶ崎	鶴が台		174		
	相模原	若草		101		
	相模原	串川		86		
合計				361		
B-12 5/19(火) 5/21(木)	藤沢	村岡		207		
	相模原	相模台		162		
	合計				369	
B-13 5/20(水) 5/22(金)	藤沢	藤ヶ岡		193		
	茅ヶ崎	鶴		175		
合計				368		
B-14 5/21(木) 5/23(土)	茅ヶ崎	松浪		156		
	平塚	旭陵		111		
	中	二宮西		102		
合計				369		
B-15 5/22(金) 5/24(日)	茅ヶ崎	梅田		145		
	茅ヶ崎	寒川		123		
	足柄上	松田	★	97		
合計				365		

関西方面						
定期列車 (ひかり号)						
組合せ順	9:00頃		16:00頃		★	人員
	小田原	京都	京都	小田原		
		11:20頃	18:00頃			
地区名	学校名	★	人員			
B-16 5/23(土) 5/25(月)	小田原	鶴		221		
	藤沢	大清水	★	147		
合計				368		
B-17 5/24(日) 5/26(火)	相模原	相武台		178		
	藤沢	巻行		154		
	平塚	土沢		28		
合計				360		
B-18 5/25(月) 5/27(水)	伊勢原	山王		222		
	相模原	中野		148		
合計				370		
B-19 5/26(火) 5/28(木)	平塚	山崎		217		
	藤沢	御所見		148		
合計				365		
B-20 5/27(水) 5/29(金)	伊勢原	成瀬		240		
	茅ヶ崎	北陽		125		
合計				365		

関西方面						
定期列車 (ひかり号)						
組合せ順	9:00頃		16:00頃		★	人員
	小田原	京都	京都	小田原		
		11:20頃	18:00頃			
地区名	学校名	★	人員			
B-31 6/7(日) 6/9(火)	藤野	鶴巻		143		
	中	国府		142		
	南足柄	北足柄		19		
合計				304		
B-32 6/8(月) 6/10(水)	小田原	森		264		
	足柄下	箱根明屋		52		
	足柄下	仙石原		33		
	足柄下	湯本		17		
合計				366		
B-33 6/9(火) 6/11(木)	小田原	酒匂		255		
	南足柄	南足柄		114		
合計				369		
B-34 6/10(水) 6/12(金)	小田原	白山		232		
	藤野	東		138		
合計				370		
B-35 6/11(木) 6/13(土)	南足柄	足柄台		137		
	足柄上	白鷺		122		
	足柄上	山北		103		
合計				362		

関西方面						
定期列車 (ひかり号)						
組合せ順	9:00頃		16:00頃		★	人員
	小田原	京都	京都	小田原		
		11:20頃	18:00頃			
地区名	学校名	★	人員			
B-36 6/12(金) 6/14(日)	足柄上	湘光		182		
	中	大磯		161		
	合計				343	
B-37 6/13(土) 6/15(月)	藤野	北		160		
	小田原	橋		130		
	足柄上	甲井		98		
合計				368		
B-38 6/14(日) 6/16(火)	南足柄	駒本		195		
	藤野	大磯		170		
合計				365		
B-39 6/15(月) 6/17(水)	戸塚	南戸塚		195		
	中	二宮		173		
合計				368		
B-40 6/16(火) 6/18(木)	平塚	太平洋		135		
	藤野	金目		122		
	藤野	林		112		
合計				369		